

市第57号議案

横浜市港湾施設条例の一部改正

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号の表中

「

4,700 円

」を「

4,800 円

」に、

「

14,000 円

」を「

15,000 円

」に改め、同表第 3 号の表中

「

140 円
1,400 円
140 円
1,400 円
6,800 円

」を「

150 円
1,500 円
150 円
1,500 円
7,600 円

」に改め、同表第 4 号の表中

「

140 円
1,400 円

」を「

150 円
1,500 円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾施設の占有料を改定するため、横浜市港湾施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 2（第 18 条第 3 項）

- (1) 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
(省 略)		(省 略)
第二種電柱	1 本につき 1 年	<u>4,800円</u> 4,700円
(省 略)		(省 略)
(省 略)		
広告塔	表示面積 1 平方メートル につき 1 年	<u>15,000円</u> 14,000円
(省 略)		

（備考及び第 2 号省略）

- (3) 上空工作物を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
(省 略)		
旗ざお	催事、集会その他これら に類する行事に際し、一 時的に設けるもの	1 本につき 1 日 <u>150円</u> 140円
	その他のもの	1 本につき 1 月 <u>1,500円</u> 1,400円
幕	催事、集会その他これら に類する行事に際し、一 時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル につき 1 日 <u>150円</u> 140円

市第 57 号

	その他のもの	表示面積 1 平方メートル につき 1 月	<u>1,500円</u> 1,400円
アーチ		1 基につき 1 月	<u>7,600円</u> 6,800円
(省 略)			

(備考省略)

(4) その他の物件又は施設を設ける場合の占用料

区 分	単 位	占 用 料
(省 略)		
催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートル につき 1 日	<u>150円</u> 140円
工事用施設その他これに類する施設	占用面積 1 平方メートル につき 1 月	<u>1,500円</u> 1,400円

(第 5 号省略)